

第5章 施策の展開

1 地域の人づくり

(1) 子どもから大人まで福祉を学ぶ機会の創出

①家庭・学校・職場・地域における福祉意識の醸成

【課題と今後の方向性】

少子高齢化や核家族化が進むとともに、地域での住民同士の交流が減っています。

また、仕事を持つ女性が増加する中、仕事と家庭生活の役割を共に担う男女共同参画の考え方を深める必要があります。

地域福祉は、行政や社協、各種団体等、様々な組織が連携・協働しながら進めるものですが、その推進主体となるのは地域に住む市民一人ひとりです。

地域福祉を進めるため、市民一人ひとりが思いやりや労りの気持ちを大切にするとともに、地域に愛着を持ち人と人とのつながりの大切さやお互いを尊重する心を育むための福祉教育を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランス推進のため、市民や事業所等に対し積極的に周知・啓発し、健康づくりや生涯学習を楽しむことのできる生活の実現を促します。

アンケートから

- 若い世代ほど近所付き合いが少なくなる一方で、住民の8割が世代を問わず住民相互の支え合いや助け合いが必要と考えています。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 「福祉について学ぶ“見守り支え合いの手引き”を作成する」「小中学校の生徒に教育委員会が出している基本的なしきつである“東広島スタンダード”を教え込む」「職場の福祉意識を高めるため、企業へ講習会を実施し、企業内で福祉意識の向上に努めてもらう必要がある」等のご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の将来について周囲で話し合い、関心を高めます。 ●身の周りに助けを必要としている人がいないかを意識し、自分ができることについて考えます。 ●福祉についての勉強会や研修へ参加し、学んだことを地域で実践します。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域で「東広島スタンダード」を実践します。 ●性別にかかわりなく家族で協力して家事や育児を行います。
共 助 (地域や関係機関・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の交流機会や気軽に参加できる場づくりを進めます。 ●地域住民と協力して地域福祉教育を進めます。 ●福祉事業者等は講座の運営に協力し、講師を派遣します。 ●子どもたちの様々な交流活動・福祉教育を支援・協力します。 ●企業内で福祉意識の向上に努めます。 ●専門性を活かした地域の支援と講座の講師を派遣します。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●幼い頃から地域行事参加等を通じて、地域への愛着を高めるような取組みをします。 ●学校で小・中学生に「東広島スタンダード」の定着を図ります。 ●子どもたち自身が地域の課題について考える機会を設定します。 ●福祉体験学習を実施します。 ●ワーク・ライフ・バランスについて、市民や事業所等の理解を促進します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	施設訪問等による世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所入所児童の地域行事（祭り等の各種イベント）への参加を促進することにより、地域による子育て意識の醸成を図るとともに、入所児童の郷土愛の醸成を図ります。
2	福祉体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習の時間等において、福祉体験を取り入れた学習を実施し、児童生徒一人ひとりに共生の大切さを理解させるとともに、福祉社会を形成する資質・能力を育てます。
3	次代のまちづくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校において、児童生徒による地域貢献に係る取組みを進めることで「地域をよくするためにがんばろうとする志をもった子ども」を育成します。
4	地域福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・高等学校の福祉教育に地域住民と協力しながら、地域福祉の担い手となるよう福祉教育を推進します。 ●生活支援コーディネーターが学校と連携を図りながら実施します。
5	子育て体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高校生と入所児童の交流等により、高校生の保育に関する知識の習得及び子育て意識の向上を図ります。
6	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にかかわりなく、個人の生活を大切にしながら働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立について、関係機関と連携して周知・啓発します。

②市民が参加しやすい学習機会の充実

【課題と今後の方向性】

地域で支え合う人材を育成するため、学習機会の充実により一人ひとりの福祉意識の向上を図る必要があります。さらに、地域福祉に関する多様な学習機会を創出することで、地域福祉を担う人材を育成する必要があります。

また、新たに担い手となる活動者や地域づくりに関心が持てる人材を増やす働きかけをする必要があります。

今後は、地域福祉に関する講座等の学習機会を充実することにより、福祉意識の醸成と地域福祉を担う人材の育成を図ります。

座談会の意見

- 「生涯学習プログラムの見直しと強化」「平常時から災害対策学習、減災対策学習を定着する」「尊厳死の学習会の開催と終末医療のあり方を考える」等、生涯学習の必要性を感じており、市民の意向に合った生涯学習の機会のさらなる充実が求められています。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">●地域での催しや講演会等に参加します。●地域福祉活動の人材育成講座に参加します。
互助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">●勉強会や研修等へ家族、近所で誘い合って参加します。●学習の成果を地域活動に活かします。
共助 (地域や関係機関・団体等)	<ul style="list-style-type: none">●地域の特色ある住民福祉教育を進めます。●発表会等に参加し地域課題に対する取組み事例を発信します。●体験学習への協力のため、福祉事業者は講師を派遣します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●生涯学習の効果的なプログラムを検討します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域における生涯学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none">●生涯学習センター等で開催する各種講座の開催情報をまとめ掲載した学習メニュー bookletにより生涯学習情報を提供します。●地域センター等での生涯学習講座の開催や、市民団体の求めに応じて出前講座を開設する等により、市民の自主的な学びを支援します。●生涯学習パスポートを発行・表彰することにより、市民の学習の意欲を高めます。

③権利擁護の推進

【課題と今後の方向性】

誰もが、人権や財産を侵害されることはなく、安心して暮らせることが大切ですが、近年、子どもや障害者、高齢者等に対する虐待、DV、高齢者を狙った詐欺等のニュースが後を絶ちません。

本市においても、児童虐待やDV等の人権侵害で苦しんでいる人や、自分の意思をはっきりと示すことができない人、また助けを求めるなどをためらっている人がおられます。

誰もがお互いに尊重し合える社会になるよう、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、虐待等の人権侵害の未然防止を図ることが必要です。

また、自分ひとりで物事の判断をすることに不安を抱える人に、財産の管理やサービスの利用の支援を行う制度について知ってもらい、制度の利用を促進します。

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">●虐待やDVを受けている場合は、一人で抱え込みず、周りの人や相談窓口を利用します。●人権啓発イベントや講座へ積極的に参加し、人権意識を高めます。●成年後見制度等について理解し、必要に応じて利用します。
互助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">●身近な相談相手となる関係づくりに努めます。●虐待やDVに気づいたら、勇気を持って関係機関へ通告します。
共助 (地域や関係機関・団体等)	<ul style="list-style-type: none">●成年後見制度等の利用促進を図るための体制を整備します。●地域全体で児童虐待やDV等の予防に協力します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●関係機関との連携により、暴力や虐待の未然防止・早期発見に努めます。●人権や権利擁護の研修・講座を開催し、市民の意識向上を図ります。●広く市民に成年後見制度等の周知を行います。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	成年後見制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">●あいサポートフォーラムを開催し、成年後見制度の普及啓発に努めます。●出前講座において、引き続き普及啓発に努めます。
2	虐待を未然に防ぐための意識啓発	<ul style="list-style-type: none">●虐待を未然に防ぐための、子育て支援関係者や市民を対象とした研修会を開催します。●児童虐待の早期発見・再発防止や要保護児童の適切な保護を行うため、市民や地域の子育て支援関係者に対し啓発活動を行います。
3	人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">●人権が尊重される社会の実現に向けて、法務局や人権擁護委員協議会等と連携し、意識啓発を行います。●生涯学習センター等で人権講座や参加体験型学習を実施します。●人権教育の指導者を養成します。

(2) 地域で活動できるきっかけづくりの推進

【課題と今後の方向性】

価値観や生活様式が多様化する中、地域における人ととのつながりが希薄化しています。

これまでボランティアをはじめとした地域活動にあまり参加してこなかった人が、活動に関心を持ち、まずは気軽に参加することができるようなきっかけづくりが必要です。

誰もが自分の価値観や生活様式にあった地域活動ができるよう、様々な活動の場をつくるとともに、必要な知識を習得できる機会をつくります。

アンケートから

- 現在ボランティア活動に参加している人は1割程度にとどまっており、参加したことがない人は約5割にのぼっています。
- また、ボランティアの内容に関しては「道路や河川などの環境美化に関するここと」の割合が最も高く、次いで「祭りなどの催しや行事に関するここと」が半数以上となっています。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 子どもの見守りボランティアが足りていないという課題があげられましたが、そのほかにボランティアについては、「地域ボランティアを公募する」「有償ボランティアを活用する」「高齢にともなって農業ができなくなる人をボランティアや行政で支援をする」「ボランティアや行政の協力を得て障害者の家族を訪問して状況を把握する」「認知症サポーターの充実と具体的な活動を明確にする」等、多くのご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	●自分にあった地域活動を見つけ、活動に参加します。
互助 (近隣)	●地域のイベントや催しに、隣近所で誘い合って参加します。 ●地域の人と会話を通じて、地域活動に関する情報交換を積極的に行います。
共助 (地域や関係機関・団体等)	●多くの人が共感し参加できるボランティア活動を企画・運営します。 ●広く市民に地域における様々な地域活動について知ってもらえるよう、イベントを開催します。
公助 (行政)	●参加する人のそれぞれの価値観やニーズに応じた地域活動の場をつくります。 ●誰もが地域福祉活動に必要な知識を得られるような機会をつくります。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	ファミリー・サポート・センターによる支援	●多様化する子育て支援ニーズに対応し、地域における子育て支援を充実させるため、子どもを預かる子育ての援助を行いたい人（提供会員）の確保に努めます。
2	子どもの見守り活動の推進	●学校の登下校における地域の方の見守り活動や学校安全ボランティア講習会の開催、子ども 110 番の家の協力依頼等、地域のボランティアによる見守り活動を推進します。
3	子育てサポーターの育成	●地域の子育て家庭に対して、交流の場や情報の提供を行う等の子育て支援を担う子育てサポーターを育成します。
4	高齢者の社会参加促進	●地域活動へ参加するきっかけづくりとなるインセンティブ付与の仕組みの普及を図ります。
5	認知症サポーターの養成	●認知症について理解のある市民を増やすことで、認知症の人を地域で見守る環境づくりにつなげます。
6	コミュニティ健康運動パートナーの育成	●地域で行う高齢者の健康維持につながるスポーツ活動等の普及に協力する人材を増やすため、住民自治協議会から推薦のあった方をコミュニティ健康運動パートナーとして育成します。
7	ぐるマルサポーターの育成	●訪問型サービス A の提供者の育成のため、介護に関する基礎的講座を実施し、ぐるマルサポーターとして育成します。
8	介護サポーター制度の推進	●元気な高齢者の方の「就労の場」の確保、「健康維持・介護予防」、「生きがいづくり」につながり、介護現場では「介護職員の負担軽減」、「サービスの質の向上」が図られる介護サポーター制度を推進します。
9	ペアレントメンターの育成	●発達障害の診断を受けて間もない、又は診断を待つ保護者の心の負担軽減のため、ペアレントメンターを育成します。
10	手話・音訳等ボランティア養成講座の充実	●障害のある方が安心して地域で暮らすため、障害に対する理解者、協力者を増やし、活動していくことを目的に養成講座（手話通訳、要約筆記等）を実施します。
11	ゲートキーパーの育成	●ゲートキーパーの役割を学び、自殺の危険性が高い人に早い段階で適切な対応を図るために、自殺のサインに気づき、必要な機関につなぐことができるゲートキーパーを養成します。 ●養成研修会で学んだことが実践できるように、フォローアップ研修を実施します。
12	生涯学習への市民参画の誘導	●市民に学びの機会を提供し、「市全体を、学びのキャンパスに」を目指し、生涯学習を通して「人づくり」、「まちづくり」の推進を図るため、生涯学習フェスティバルを実施します。
13	健康福祉まつりの実施	●市民参加による福祉・保健・医療機関等と連携、協働して市民の健康と福祉への理解と関心を醸成するため、市民参加による全市域及び各地域単位で健康福祉まつりを実施します。

(3) 地域で活躍できる担い手の育成

【課題と今後の方向性】

地域活動が継続的に行われ、発展していくためには、その活動のリーダーとなる人材が欠かせません。

リーダーには、活動に対する意欲だけでなく、組織運営や福祉に関する様々な知識や地域での人脈等が必要となってきます。

リーダーが、地域でのネットワークを広げ、活動に必要なスキルや情報を手に入れることができるように、リーダー同士の交流の場づくりや、研修等を行います。

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	●地域のリーダーの活動の意義を理解します。 ●地域のリーダーの要請に協力し、共に活動します。
互助 (近隣)	●将来、地域の中心的な存在となって活動できるよう地域に関心を持ち続けます。
共助 (地域や関係機関・団体等)	●団塊の世代の人々が培った知識・技術等を活かします。 ●様々な分野の関係者との交流を図ります。 ●社会福祉事業者として社会貢献に努めます。
公助 (行政)	●地域活動の中心となる人が、活動に必要な知識や情報が得られるよう、各種研修や情報交換の機会を作ります。 ●それぞれの地域活動のリーダー同士が情報交換を行える場をつくります。 ●地域活動の中心となる将来的な人材を確保する方策を検討します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域活動者の交流の場の提供	●サロン活動者のつながりを深めるため、サロン活動に必要な情報提供やお互いの情報交換をし合う研修会を実施します。 ●サロン世話人研修会への参加を促すため、研修内容を協議します。 ●地区社協の代表者・役員等が集う連絡会を開催し、社協の事業説明やお互いの活動について情報交換等を行います。 ●地区社協役員の高齢化と後継者問題、住民自治協議会との連携等への対応を検討します。
2	地域福祉活動者への人材育成機会の提供	●住民参加と協働による支え合いの地域づくりを進めるため、東広島市、民生委員児童委員協議会との共催による「あったか笑顔のまちづくり講演会」を開催します。また、地域包括支援センター・高齢者相談センターによる研修や情報交換会を通じて、関係機関・団体相互のネットワークづくりを強化します。 ●講演会をきっかけに新たな活動者（担い手）や地域づくりに関心が持てる人材が増えるよう働きかけます。
3	地域づくりリーダーの養成	●地域住民自治を推進するため、地域活動のリーダーや担い手となる市民に対して、研修機会の充実を図ります。

4	地域づくり実務者養成連続講座の開催	●住民自治協議会や各種市民活動団体のリーダーや事務局を対象に、会議・ワークショップ等の技法、先進事例の研究等をはじめとする知識の習得を目的とした実務者研修を開催します。
5	シニア向けボランティア講座等の提供	●熟年大学が、生涯学習の場として生きがいや社会参加への意識の向上を目的とするだけでなく、個人の趣味や特技を活かし、地域のリーダーや地域福祉の活動者として活躍できる人材育成の場となるよう取り組みます。

2 地域のつながりづくり

(1) 市民が参加できる様々な居場所づくりの推進

【課題と今後の方向性】

地域でのつながりを保ち孤立を防ぐことは、地域福祉を進めていくうえで基盤となるものです。

しかし近年、核家族化やライフスタイルの変化により、地域住民同士が関わる機会が減っています。身近な地域の中で気軽に集まり、顔の見える関係が築ける居場所づくりが必要です。

現在、各地域で高齢者を中心とした通いの場、地域サロンや、子育てサロン等の集いの場が開かれています。

今後も、それぞれの地域でそれぞれのニーズに合った居場所づくりが進み、その活動が発展していくよう支援します。

アンケートから

- 地域の福祉課題に対する関心度をみると、近所付き合いが親密な人ほど関心度が高く、同様に地域とのつながり意識が強い人ほど関心度も高い傾向にあります。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 「各サロンの交流、情報交換をする」「各種サロンへの男性の参加をアピールする」「サロン活動に学生ボランティアをお願いする」「サロン参加への交通手段を確保する」「サロンの内容を改善する」「参加していない高齢者へ声掛けをする」「子どもたちの放課後の居場所づくりをする」等、様々なご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">●人と人とのつながりを大切にし、積極的に地域とのふれあいや交流をします。●通いの場や地域サロン、子育てサークル活動等に参加し、仲間づくりや交流を楽しみます。
互助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">●通いの場や地域サロン、子育てサークル活動等に参加する仲間を増やします。
共助 (地域や関係機関・団体等)	<ul style="list-style-type: none">●通いの場や地域サロン、子育てサークル活動等を支援します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●通いの場や子育てサークル活動の立上げを支援します。●サロン参加への交通手段の確保方策を検討します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	子育てサークル活動等の推進	●地域福祉の向上、子育てグループへの支援のため、子育てサロンの紹介・広報、活動施設の利用支援を行います。
2	通いの場・地域サロン活動の推進	●通いの場及び地域サロンの設置・運営を支援するとともに、身近なところで気楽に集える場所を確保して高齢者の介護予防や生きがい活動につなげること等を目的として、新規立ち上げや継続的な運営支援を実施します。

(2) 日常的な地域の支え合いの支援

【課題と今後の方向性】

日頃からの隣近所でのあいさつや声かけ、見守りにより、人の気持ちに寄り添う関係づくりを進めます。

隣近所で支え合い助け合う「おたがいさま」の人間関係を基礎とした、日常的な声かけや見守り、ちょっとした手助けといった地域の支え合い活動を支援します。

アンケートから

- 住民相互の支え合いや助け合いについては8割程度の市民が必要と回答しています。また、自分が手助けできることとしては、「安否確認の声かけ・見守り」をはじめとして、「話し相手」や「電球の取替えなど軽度な手伝い」等の順で日常的なちょっとした手助けができると回答しています。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 見守りについて、「自治会、PTA、見守り隊、近所の人等が連携して地域で子どもや高齢者の見守りをする」「高齢者の見守りのため、信頼できる人に鍵を預けたり身内の連絡先を知ってもらったりする」等、多くのご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	●困ったときに相談できる人間関係を築きます。 ●地域で自分が手助けできることについて考えます。
互助 (近隣)	●日常の外出に併せて、近所の様子を気にかけます。 ●地域の声かけや見守り活動に参加します。 ●認知症の方に対する理解を深め、適切な応対を心掛けます。

共助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ●日常業務の中で、地域の見守り活動等に協力します。 ●それぞれの地域で、日頃から地域で声かけや見守りができる関係づくりができるよう支援します。 ●住民同士の助け合いを促進するため、引き続き、「そよかぜねっと」の運営に取り組みます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業所等と連携して地域の見守りネットワークを強化します。 ●住民同士の助け合いのきっかけづくりや活動の支援をします。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	民間事業所等との見守り協定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の見守りネットワークの強化を目的として、新聞販売店、郵便局、警察署、広島中央農業協同組合及びスーパー・マーケットの移動販売車両等が、日常の業務等で住民の異変に気付いた場合、該当地区の民生委員児童委員に連絡するとともに、必要に応じて市や社協が連携して支援等を行います。 ●民生委員児童委員が社協等の関係機関と円滑な連携が図れるよう、引き続き取り組みます。
2	住民主体の高齢者に対する助け合い活動の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が主体となって行う高齢者の日常生活を支える助け合い活動の支援や、その活動の創出を支援します。
3	そよかぜねつの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公的サービス等では対応できない住民のニーズを解決するため、“あったかい地域づくり”を推進することを目的として、全市民、特に高齢者・障害者・子育て中の保護者を対象として、広報紙・パンフレット等による広報活動、担当者によるそよかぜ検討会議、初回訪問、ケア会議等への出席等を実施します。 ●活動者の高齢化や活動者不足に対応するとともに、特に福祉専門職や機関へ向けた事業の周知を図ります。

(3) 災害時の避難支援を通じた助け合いの促進

【課題と今後の方向性】

地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中で、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的な課題となっています。

平成30年7月に発生した豪雨は、市が過去に経験したことがない記録的大雨となり、各所で甚大な被害をもたらしました。

本市では、「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しており、防災体制の整備として、自主防災組織の活動促進、避難行動要支援者の把握による避難支援を円滑に進める体制づくりを進めます。

アンケートから

- 災害等緊急時の備えとして重要だと思うことについては、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」「地域・近所での協力体制づくり」「災害時の情報伝達方法の確立」「地域の支援や配慮が必要な人の把握」等の回答が多くなっています。
- 近所の人に手助けしてほしいこと、近所の人に手助けできることとしては、いずれも、「災害時における避難等の手助け」が上位を占めています。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 防災意識については、「防災訓練などを通して災害への備えをする」「自分の命は自分で守る意識を持つ」「日頃から防災・減災対策学習を定着させる」等、避難場所については、「各自で避難場所や安全な場所を確認しておく」等のご意見をいただきました。また、「避難情報の発信、避難経路の周知、避難所の運営等について検討、訓練が必要」「防災訓練等を通して災害への備えをする。」等の様々なご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">● 自分の命は自分で守る意識を持ちます。● 各自で避難場所や安全な場所を把握し、災害時の行動について家族で情報共有しておきます。● 災害情報の重要性を理解して積極的な情報収集(緊急告知ラジオの取得や防災メールの活用等)に努めます。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">● 近隣に災害時に支援が必要な人がいないか把握します。● 地域の危険箇所、避難所や避難路等を確認します。● 自主防災組織に参加・協力します。

共助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域で自主防災組織をつくり、災害に対応します。 ●災害時に支援が必要な人について、本人と話し合いながら避難の方法等について計画を立てます。 ●災害等の緊急時に、被災者への生活サポート活動を迅速に行います。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●防災に関する知識を広く市民に伝えます。 ●自主防災組織の立ち上げや活動を支援します。 ●避難行動要支援者避難支援プランの運用を通じて、災害時の地域での助け合いが進むよう支援します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	自主防災組織の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の充実を図るため、防災に関する知識及び技能の習得及び普及を支援する「地域防災リーダー」を育成します。 ●出前講座の開催や啓発教材の提供等を通じて、自主防災組織の活性化を支援します。
2	避難行動要支援者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に自力で避難することが困難な住民の避難を支援するため、住民自治協議会等を対象に避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を必要に応じて隨時見直します。 ●避難行動要支援者が発災前に避難できるよう、継続的に個別計画の策定を促進します。 ●ICT や IOT の活用による効率的な避難支援について検討します。
3	災害情報システムの普及	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報を広く住民に知らせることで被害を最小限とするため、全市民を対象に防災情報等のメール配信サービス及び緊急告知ラジオの普及に努めます。 ●防災情報の入手の重要性を伝えます。
4	被災者サポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設連絡協議会と連携して福祉施設や事業所向けの研修を充実するとともに、総合防災訓練への参加だけでなく、関係機関と連携して設置運営訓練を行います。 ●市内で災害が発生した場合に、迅速かつ効率的にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアの事前登録を行うとともに、被災者生活サポートボラネット事業と連動した取組みを進めます。

3 地域福祉活動を支える環境づくり

(1) 住民自治協議会を主体とした協働のまちづくりの推進

【課題と今後の方向性】

住民自治協議会をはじめとした各種団体等が連携して“地域の福祉力”が高まるよう支援します。

アンケートから

- 地域福祉における行政と市民の関係については、「住民も行政も協力して、福祉の充実のために共に取り組むべきである」の割合が3割と最も高く、次いで「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである」が2割、「地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」が2割弱の順となっています。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 住民自治協議会等については、「住民自治協議会が先導して地域の行事などに取り組む体制を確立する」「住民自治協議会、社協、老人会などで趣味の会をつくり高齢者の閉じこもりを防ぐ」「地区社協の強化を図る」「マンションなどの集合住宅の方たちに自治会・住民自治協議会に加入していただく」等、多くのご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">●地域の一員としての自覚を育みます。●主体的に地域の特性に応じた取組みを行います。●地域づくりに必要な研修、講座等に参加します。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">●地域の情報を隣近所で共有します。●地域の課題を自分ごととして捉え、解決に向けて取り組みます。●自治会・住民自治協議会への加入促進に努めます。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none">●地域づくりに必要な研修、講座や、地域課題の把握のための調査等を実施します。●地域の課題をまとめて、行政との話し合いを行います。●行政と住民自治協議会等の連携を深めます。●住民自治協議会は地区社協や福祉部会をはじめとした各種団体と連携しながら、地域活動の支援を行います。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●地域の課題の整理や地域の参画を進める上で、住民自治協議会が行う調査や分析等について、市関係各課で連携しながら相談支援を行います。●地域の課題の解決に向けた支援を行います。●住民自治協議会の運営力強化のための支援を行います。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域づくり推進交付金の充実	●住民自治協議会の活動状況等を踏まえる中で、地域づくり推進交付金がより効果的な制度になるよう、既存の補助金の統合をはじめ、充実化に向けて検討・調整を行います。
2	協働支援員の配置	●住民自治協議会の活動の支援や適正な運営体制の検討、多様な主体間の連携のコーディネート等の支援について、地域に出向いて取り組む人材を配置します。
3	地域情報の発信	●住民自治協議会をはじめ、市民活動団体などの多様な主体による活動状況を、広報紙のほか映像や音声により幅広く発信していきます。

(2) 福祉団体、民生委員等の活動の育成、支援

①活動者、活動団体のネットワークの強化とコーディネート

【課題と今後の方向性】

少子高齢化や人口減少による地域の存続の危機、生活課題の複合化・複雑化、社会的孤立と社会的排除等様々な要因により “地域の福祉力” の低下が進んでいます。

こうした中、各種団体がより連携を強め、ネットワークの強化を図ることで、お互いを補完し合い、今まで実現が難しかった新たな活動が展開されることが期待されます。

また、本市には、大学や様々な企業が立地していることから、学生と地域の結びつき、企業と地域の結びつきを強化して、学生のボランティア活動、地域活動や企業の社会貢献活動等を推進する必要があります。

今後は、より一層各種団体や組織と市民が連携し、“地域の福祉力” が高まるようネットワークの強化に努めます。また、大学、企業の立場でできる活動を実践していくことで、新たな地域福祉活動の創出を目指します。

座談会の意見

- 「広島国際大学と連携して地域医療費の削減活動をする」「サロン活動の人材確保の一つとして学生ボランティアをお願いする」「広島大学や近畿大学などの学生ボランティアの参加による地域交流の場をつくる」等、多くのご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	●ボランティア活動等に参加します。 ●地域の様々な課題に関心を持ち、福祉の知識を深めます。

互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の様々な課題について隣近所で共有します。 ● 様々な活動団体と交流し、活動に協力します。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に社会貢献活動を行います。 ● 団体同士の交流・情報交換、活動の周知を行います。 ● 地域の課題の解決に向け、多くの関係団体と課題共有できるよう情報発信に努めます。 ● 地域の福祉施設、企業、市民のネットワークを構築します。 ● 学生のボランティア活動の機会を提供します。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に関する様々な相談を受け付け、支援します。 ● 様々な分野の関係者との交流・ネットワークを構築します。 ● ボランティア協議会等のネットワークの周知を図ります。 ● 学生の地域活動の促進に取り組みます。 ● 大学や研究機関等と連携・協働した取組みを推進します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	ボランティア活動支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動を推進するため、市民を対象にボランティア活動の推進に係る情報の収集・提供及び個人・団体のボランティア活動の相談業務を実施します。 ● 相談件数の減少に対する対策を検討します。
2	あったか応援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動者及び関係機関と連携しボランティアに関する情報提供を行うとともに、若い世代が地域の中で活動するきっかけとなるよう、支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。
3	ボランティア連絡協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内のボランティアグループ相互の交流と連携を深め、市民の福祉ニーズを的確に把握して積極的に活動する中で、豊かで思いやりのあるまちの充実・発展を図ります。 ● 市内のボランティア活動の裾野を広げる研修会の開催等、活動を進めます。
4	社会福祉施設等の連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設連絡協議会と連携し災害時における体制の整備や福祉・介護人材の確保を進めるとともに、東広島警察署が行う「はいかい老人 SOS ネットワークシステム」の窓口として捜索に協力します。 ● 福祉・介護の人材の確保・育成・定着に向け、福祉・介護人材確保等総合支援協議会を開催し、求人説明会や研修会、学校等での「福祉の職場魅力発見授業」の開催等、関係機関と一体となった取り組みを進めます。 ● 日常生活圏域における地域ニーズを把握し、地域課題の解決に向けた情報交換や研修会等の実施、社会福祉施設の公益的な取組みを支援します。
5	学生と地域の交流・連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生が地域社会において、社会貢献活動やまちづくり活動等の主体的な地域活動をするのを促進するとともに、地域課題と学生の地域活動のマッチングを行う等、学生と地域の交流・連携を促進するためのコーディネート機能の充実を図ります。
6	高齢者の生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーターを配置し、地域課題・資源の把握や、地域の関係者のネットワークの構築に努めます。 ● 地域住民の代表者や保健、医療、介護、福祉等の関係者が情報を共有し、連携を強化する場として、地域関係者ネットワーク会議を運営します。

7	地域と企業・大学等との連携による社会参加型の健康寿命延伸	●ヘルスケア産業に関心のある企業や大学等と連携して、通りの場において、運動機能や栄養、口腔機能の向上に向けた取組みを促進します。
8	市民協働センターの充実	●市民協働センターで、多様な主体の相談窓口、情報の一元化、活動コーディネートを行います。 ●各地域における先導的な取組み事例や失敗事例も含め、行政のみならず、大学、民間事業者、企業、NPO等の施設、人材、学習機会、学習資源等生涯学習や地域参画に関する情報を双方向に受発信できる体制を構築します。

②福祉団体等の育成、支援

【課題と今後の方向性】

本市には社協をはじめとした各種の福祉団体があり、様々な地域福祉活動を実践しています。今後も、地域の人材やボランティア等の発掘・育成、地域住民の交流機会の充実等の地域福祉活動を推進するため、市と各種福祉団体相互の連携とともに、市との連携強化を図る必要があります。

また、地域福祉活動の担い手である地区社協、NPO等の各種福祉団体の活動への支援と育成を図ります。

座談会の意見

- 「地域の福祉施設、企業、市民との連携による地域のネットワークの構築を進める」「個人の力には限界があるが、集団になれば予想以上の力が發揮できる」「各自治会、民生委員児童委員、長寿会その他の団体等による緩やかであるが、確実な“見守り合いネットワーク”を定着させる」等のご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	●ボランティアや福祉団体等の活動に関心を持ち、情報を収集します。
互助 (近隣)	●ボランティア活動に参加します。 ●福祉団体等の活動に協力します。
共助 (地域や関係機関・団体等)	●市民協働センターを活用し、市民活動団体を設立します。 ●地区社協等活動を支援し、活動の充実に努めます。
公助 (行政)	●NPO等の市民活動団体の立上げを支援します。 ●各種福祉団体等の活動を支援します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	NPO等の市民活動団体の設立・運営支援	●多様な主体の一翼を担う団体の設立のため、市民協働センターで設立に係る必要条件等様々な情報を伝えることにより、組織設立や運営を支援していきます。
2	地区社協等活動の支援	●地域の特色ある福祉活動の仕組みづくりを支援するため、あたか笑顔のまちづくり推進連絡会議を開催します。 ●地区社協役員の高齢化や後継者等の担い手不足の課題について、住民自治協議会との連携等の支援をしていきます。
3	生きがい活動の推進（老人クラブへの支援）	●高齢者が地域社会の中で孤立することなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう老人クラブを支援します。
4	シルバー人材センターへの支援	●高齢者の就業機会の確保を積極的に推進するとともに社会貢献に対する意識の高揚や社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターを支援します。
5	青少年健全育成活動団体の支援	●次代を担う青少年の健全育成活動や非行防止活動を推進するため、「青少年育成東広島市民会議」「社会を明るくする運動東広島市推進委員会」を支援します。 ●支援団体の活動の活性化を図ります。
6	地域福祉活動の実践団体との協働	●社協及び各種福祉団体等の運営事業を推進し、地域福祉の向上が図れるよう支援します。
7	自主防犯活動の支援	●市民の安全と犯罪の未然防止を図り、安全・安心なまちづくりを目指すため、東広島市防犯連合会が実施する自主防犯活動（わがまちの安全守り隊）の支援を行います。 ●犯罪認知件数は減少しているものの、自転車盗難等の件数は依然高いままであるため、継続した取組みを行います。
8	地域における相談支援体制の構築	●市民の身近な相談相手として、様々な相談や情報提供を行う地域の相談体制を構築します。 ●民生委員児童委員活動への支援を行います。 ●福祉ニーズの多様化にともない、相談業務のスキルアップのため、効果的な研修を実施します。

(3) 誰もが集い、活動しやすい拠点づくり

【課題と今後の方向性】

市民の活動を活発にするには、まずは市民同士が集える場が必要です。一方で、公共施設の維持管理等については、公共施設等総合管理計画に基づき市全体としての方向性に留意しながら施設の充実に取り組む必要があります。

また、拠点施設の利用を促進するとともに、市民が気軽に参加できる活動の場や交流の場づくりを進めます。

座談会の意見

- 地域センターをはじめとした地域拠点については、「地域センターの地域住民の拠点としての機能や貢献を再評価する必要がある」「地域センターを利用して交流する」「高齢化している団地等での助け合いのため、地域センターに交流の場をつくる」「地域センターの活動を広報する」「集会所、広場などの高齢者の活動場所を整備する」「地域の集会所で小学生を元気な高齢者が預かる」「老朽化した集会所を市の補助（全額ではない）で改修することを検討する」等、多くのご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	●福祉センター、生涯学習センター、地域センターや集会施設等の公共施設を適切に利用します。
互 助 (近隣)	●地域の施設等に愛着をもち、維持管理に協力します。
共 助 (地域や関係機関・団体等)	●ボランティアや活動団体の拠点に地域の施設を活用します。 ●施設の地域拠点化を進めます。
公 助 (行政)	●施設の適切な維持管理、計画的な改修等を進めます。 ●誰もが利用しやすいよう、施設の利便性の向上やバリアフリー化に努めます。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	福祉施設の利用促進	●市民の生活文化の向上や、社会福祉の増進、保健活動の充実を図るため、福祉センター等を管理運営します。 ●公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適切な維持、計画的な改修等を進めます。
2	地域活動拠点施設の維持	●住民自治協議会が持続可能な活動が行えるよう、地域の活動拠点施設の維持管理に努め、改修等施設の長寿命化対策に取り組みます。
3	生涯学習施設の利用促進	●公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置に取り組むとともに、市民の学習活動の場として持続していくことができるよう、計画的な保全に取り組みます。

4 必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり

(1) わかりやすさを重視した福祉情報の発信

【課題と今後の方向性】

アンケート調査や座談会の結果によると、過半数の人が情報を入手できていないと回答していることや、わかりにくいといった意見がありました。

今後は、様々な人の利用を想定し、市の広報やパンフレット・チラシ等の紙媒体及び電子メール、携帯メール、インターネット等の電磁媒体による情報発信を進めるとともに、公共施設等の多くの住民が集まる場や各種相談窓口等での情報提供等、多様な方法による情報提供の充実を図ります。また、障害のある人でも必要とする情報が適切に得られるよう、効果的な情報提供に努めます。

アンケートから

- 福祉に関する情報の提供に関する満足度は1割未満と低くなっていますが、3割の人が重要な取組みと思っており、今後の重要な課題となっています。
- 情報入手の充足度は、4人に1人が入手できていると回答している一方で、過半数が「入手できていない」と回答しています。
- 福祉情報の入手先としては、「広報紙」「回覧板」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」「インターネット等」の順となっています。また、29歳以下では「SNS」、30歳代では「保育所等」、60歳代では「回覧板」「自治会」等、年齢によって情報入手先に差がみられます。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 福祉情報の提供については、「情報の重要度のランクづけとメール・回覧版・広報誌・口頭・集会・電話等の情報提供手段の確立を図る」「よろず相談窓口を開設する」等のご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">● 地域の福祉情報について関心を高めます。● 積極的に情報を収集する意識を持ちます。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">● 地域の有用な情報を周囲に伝えるよう努めます。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動に役立つ情報を活動者に積極的に提供します。● 視覚障害者や聴覚障害者等に配慮した情報発信をします。● 市民活動が地域住民に届くよう積極的にメディアを活用します。
公 助 (行政)	

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域福祉活動の情報提供と共有	●社協だより「ふれあい」(年4回発行)やパンフレットの発行を行うとともに、点字広報・声の広報を活用し、幅広く地域の福祉活動を全市域に発信します。
2	市民活動情報の発信	●地域内や地域間で交流・連携が促されるよう、広報紙やホームページ等での掲載情報の充実やSNSによる積極的な情報発信に取り組みます。 また、市民協働センターや市民協働スペースで、地域センターだよりをはじめ市民活動の状況を広く発信します。
3	サービス利用者目線に立った分かりやすい情報提供	●広報やホームページのほかフリーペーパーやパンフレットの提供による情報提供を行い、情報の周知徹底を図ります。 ●視覚、聴覚の障害に応じた手段により、情報提供を行います。 ●子育て世代の多くが情報取得の手段としているSNSを活用した情報発信に取り組みます。

(2) 市民生活を支えるセーフティネットの充実

【課題と今後の方向性】

全国的に高齢者や障害者が増加している中で、誰もが安心・安全で快適に暮らすことができる、住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

また、緊急時に外部に連絡を取る手段の確保が大切になります。

今後は、知的障害者や認知症の高齢者等、自分ひとりで物事の判断をすることに不安を抱える人が、サービスの利用や財産の管理等に関して権利侵害をされないよう、権利擁護体制の充実に努めます。

また、ひきこもりの人や複合課題を抱える人・子どもの貧困等は、社会的に大きな課題となっています。

こういった課題に対しては、各相談窓口間で連携を図りながら受け止め、必要に応じ保健、医療等の専門機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行っていきます。

さらに、虐待やいじめ、DV等の人権侵害や意思表示のできない方々に対する支援の必要性が高まっていることを踏まえ、地域、関係機関、事業者の連携を一層強化し、人権や権利擁護の推進に努めます。

アンケートから

- 経済的に困っている人等に対する支援については、「相談ができる福祉窓口の充実」「仕事に就くための支援」「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」等を求める回答が多くなっています。また、子どもの生活支援については、「生活の支援（子ども食堂などの居場所や食事の提供、保護者の自立支援、何でも相談できる場所の提供等）」を求める声が最も多くなっています。

（市民アンケート調査）

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度等について理解し、必要に応じて利用します。 ●虐待やDVを受けている場合は、一人で抱え込みず、周りの人や相談窓口を利用します。 ●急病、事故等に備え、緊急通報システムを利用します。
互助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な相談相手となる関係づくりに努めます。 ●虐待やDVに気づいたら、勇気を持って関係機関へ通告します。
共助 (地域や関係機関・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体で児童虐待やDV等の予防に協力します。 ●施設利用者の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応します。 ●判断能力が不十分な人に対して、契約による福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう援助します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の自立支援に努めます。 ●連携による、暴力や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 ●成年後見制度の運営を通して、物事を判断する能力が十分でない方の権利を擁護します。 ●緊急時の連携体制の構築に取り組みます。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	生活困窮者に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等により生活困窮に陥っている人の把握に努め、生活困窮者自立相談支援機関につなぐことで、関係部署と専門機関が連携した支援を行えるよう努めます。
2	虐待・DV等の防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会を運営し、各関係機関のネットワークの強化と情報共有を図ります。 ●養育困難家庭への家庭育児支援を行い、児童虐待等の要保護児童に係る問題の未然予防、早期発見、早期解決に努めます。 ●子どもが、地域や家庭で他者と協働しつつ生きる力と、豊かな感性・知性、人間性を持てるよう、家庭や子どもに関する各種相談に対応します。 ●DV被害者の相談に応じた情報の提供・助言・関係機関との連絡調整により適切な支援を行います。 ●子育て世帯や配偶者等からの暴力に関する相談・連絡の窓口等の周知に努めます。また、児童虐待等の背景や要因を理解し、全地域で守ることができる体制づくりを進めま

		<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の虐待を早期発見し、未然防止に努め、安心して生活を継続できるよう地域住民・保健・医療・介護・福祉、警察、行政機関等、様々な機関が連携するサポート体制の構築に努めます。 ●相談・通報のタイミングが遅いことが課題となっていることから、早期相談・通報の必要性の周知を図ります。
3	虐待防止センターの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者等からの虐待相談や虐待通報を受理し、必要な措置を講じながら被虐待障害者に対して障害福祉サービスの提供等を行います。また、障害者虐待を未然に防ぐ取組み（啓発、研修）を推進します。
4	子育て・障害総合支援センター「はあとふる」による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て障害総合相談窓口内にある「家庭児童相談室」で家庭での養育、児童虐待やひとり親家庭の自立相談等を受け付けます。 ●子育て・障害総合支援センター「はあとふる」内に設置する基幹障害者相談支援センターの相談機能や障害者の権利擁護の強化、充実を図ります。 ●増加傾向にある発達障害及び精神障害に関する相談対応の効果的な実施方法を検討します。 ●障害から介護へ移行する際のスムーズな連携に努めます。
5	成年後見制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度を活用し、物事の判断能力が不十分な方の権利を擁護します。 ●親族の協力が得られなかったり、経済的な理由等から成年後見制度の利用が困難となったりしないよう、継続して支援します。 ●認知症、知的障害及び精神障害等の理由で判断能力が不十分な方に対して、社協が法人後見を担うことにより、安心して日常生活を送ることができるよう身上監護又は支援することを目的として、権利擁護についての相談、関係機関との連携、成年後見制度の普及啓発、権利擁護センター運営委員会の開催等を行います。 ●利用者数の急激な増加とケースごとの困難化への対応を検討します。
6	福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症、知的障害及び精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に対して、契約による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう、その人の権利を擁護することを目的として、かけはしの相談、関係機関との連携、普及啓発、権利擁護センター運営委員会の開催等を行います。 ●複雑で単独での支援が困難なケースが増加してきている為、関係機関、専門職との連携を充実させます。
7	緊急通報システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急性のある疾病を持つ人、在宅のひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等に対して緊急通報機器を貸与することにより、日常生活上の不安を軽減するとともに、急病、事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

(3) 高齢者、障害者、子ども等の福祉サービスの深化、充実

① 福祉サービス提供体制の充実

【課題と今後の方向性】

住み慣れた地域で生活を送るためには、誰もがニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられることが重要です。

一方で、各種福祉サービスが多様化する中で、自分が自分らしく生活できるために必要なサービスは何なのか、あふれる情報の中で最良の選択を自分でだけでは難しくなってきています。

このため、誰もが自分に必要なサービスを選択することができるよう、利用者自身の意思を尊重しながら、利用者と福祉サービスを結び付けるための相談支援を行います。

アンケートから

- 子育て支援で重要なことは、「子育てしやすい職場環境づくり」「安心して遊べる環境づくり」が必要とされています。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 福祉サービスについては、「地域包括システムのサービスが分かりにくいので分かりやすく説明する」「気軽に相談できる場をつくる」等のご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">●自分が何に困っていてどのような助けが必要なのか、主体性をもって考えます。●福祉サービスの各種相談窓口を積極的に活用します。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">●身近な人の話を聞き、相談に乗ります。●身近な人の生活課題に関心をもち、必要に応じて専門機関に相談します。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none">●連携による地域の相談体制をつくります。●情報の収集・発信・共有に努めます。●各制度の運営充実、事業周知に努めます。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業者等との連携を図ります。●相談支援機能を充実させます。●必要なサービスを提供できる体制をつくります。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域包括支援センターによる相談支援	●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、高齢者・家族等からの相談を総合的に受け、保健・医療・介護・福祉等のサービスや制度の紹介・利用に結び付ける支援を行います。 ●市民の身近で相談しやすい体制を検討します。
2	地域子育て支援センターによる相談支援	●地域子育て支援センターにおいて育児相談や各種イベントを開催することにより、乳幼児やその保護者への支援を行います。
3	保育所の園庭開放の推進	●保育施設の園庭開放を行うことで、地域の子育て家庭に対する支援を実施します。
4	発達支援体制の強化	●東広島市子育て・障害総合支援センター「はあとふる」内に、「発達支援センター」としての機能を増設し、既存発達支援事業を行うとともに、関係課との連携・調整を行います。
5	地域すくすくサポートによる相談支援	●日常生活圏域10か所に設置した地域すくすくサポートを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行うことで、身近な場所での子育てに関する不安の軽減を目指します。

②保健・医療・介護・福祉・教育・労働等の関係機関の連携

【課題と今後の方向性】

多様化する福祉ニーズに対応するためには、保健、医療、介護、福祉、教育、労働等の関係機関を含めたネットワークの強化により、生活課題を地域全体で共有し、解決できるように努める必要があります。また、ICTやIOTの活用等による情報提供の手法や福祉サービスの提供体制を検討する必要があります。

そして、障害のある方等をはじめ、全ての市民が学業、就労、社会参加等の各ライフステージにおいて、適切な支援が継続的に受けられるよう努めます。

アンケートから

- 障害のある方が安心して暮らしていくために重要なことは、「雇用・就労支援」が最も多くなっています。

(市民アンケート調査)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
共助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所等による職場内研修を実施します。 ●保健や医療、介護、福祉等の関係機関が互いに連携します。 ●障害者・高齢者等のそれぞれの能力を活かした就業・就労の機会をつくります。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての市民が地域で自立した生活ができるよう、多職種や地域の関係者等で課題を共有し、協働しながら支援を行います。 ●ライフステージが変わっても切れ目なく障害者への支援が行えるよう、関係機関で連携し情報共有します。 ●障害者・高齢者の希望に応じた就業・就労の機会を確保し、提供すること等により、生きがいの充実、社会参加の促進を図るとともに、障害者・高齢者の能力を活かした地域づくりにつなげていきます。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	高齢者の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職等の関係者が高齢者の自立について共通の認識を持って支援ができるよう、取り組みます。 ●地域ケア会議を運営し、多職種や地域の関係者等が協働して、高齢者の自立した生活を支援するための課題検討を行います。
2	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康に関する知識を普及させ、健康への関心を高めるとともに、関係機関と連携して地域ぐるみで健康づくりに対する取組みを促進します。 ●全国健康保険協会広島支部と連携して健診受診の啓発を行い、働く人の健康づくりを進めます。 ●スマートウェルネスシティ首長研究会に加盟し、誰もが健康になれるまちづくりを促進します。 ●従業員の健康づくりに取り組む企業を対象に、表彰制度を創設します。
3	障害者のライフステージ移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある児童の保育所や小中学校の入学、卒業、就職といった節目の時期に、次のステージへの円滑な移行ができるよう関係機関、関係者が情報を共有し、障害特性に合った支援を一貫して行います。 ●移行支援会議開催の定着及び障害特性に応じた関係機関との連携に努めます。
4	障害者就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者就労支援コーディネーターを配置し、障害者の一般就労の拡充を図ります。 ●障害者の就業機会の拡大を図るとともに、障害者に雇用の場を確保し、その職業的自立と福祉を推進するため、東広島市に住所を有する障害者を市内事業所において新規に常時雇用労働者として雇用した場合に、企業（事業主）に対して奨励金を交付します。併せて、職場環境等の受け入れ体制の整備に向けて、関係機関と連携し、普及・啓発に努めます。

(4) 誰もが安心して外出できるバリアのないまちづくり

【課題と今後の方向性】

高齢者や障害者をはじめ、全ての市民がそれぞれの能力を活かしながら心豊かに安心して暮らすためには、誰もが活動しやすい生活環境の整備をすることが大切です。

今後は、公共交通網の計画的な整備・維持を通じて、高齢者や障害者等の交通弱者も含む、誰にとっても使いやすい移動手段の確保が必要となります。

また、高齢者や障害者をはじめとする、誰もが地域との接点を持ち安心して生活できるよう、公共交通や移動支援サービスを維持・充実させていきます。

アンケートから

- 高齢者が安心して暮らしていくために重要なことは、「通院・買物などの移動支援」が最も多くなっています。

(市民アンケート調査)

座談会の意見

- 交通手段については、「バスなどの公共交通網を広げる」「サロンへ参加するための交通手段の確保」「介護タクシーをうまく利用できる環境を整える」「路線バスの運行本数を増やすとともに、スクールバスも兼ねる」等、多くのご意見をいただきました。

(日常生活圏域別座談会)

【期待される役割】

基本的な視点	役割
自 助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">●地域の交通手段を積極的に利用し、維持する重要性を意識します。●障害者移動支援等の正しい利用を心掛けます。
互 助 (近隣)	<ul style="list-style-type: none">●近所の人と声を掛け合って車の乗り合わせをする等助け合いを深めます。●福祉・過疎地有償運送の担い手の確保に協力します。
共 助 (地域や関係機関 ・団体等)	<ul style="list-style-type: none">●公共交通空白地域においては、コミュニティ等地域主体の移動手段について検討します。●公共交通を維持・確保するため、事業者をはじめ関係機関や利用者への情報共有を図ります。●公共交通に関する事業や計画に積極的に意見を述べます。
公 助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●移動手段についての制度や事業の周知を図ります。●交通網の利便性向上を進めます。●公共施設のバリアフリー化を進めます。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	移動円滑化基本構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者・車いす利用者の移動の円滑化や交通機関の利便性の確保のため、高齢者、身体障害者等を対象として、重点整備地区及び特定経路の指定と整備をします。 ●公共交通機関のバリアフリー化に向け、関係機関との協議を行います。
2	生活交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性に応じた移動手段を確保する等、利便性の高い公共交通ネットワークの形成・維持に努めます。 ●公共交通全体の利用者数は減少傾向にありますが、健康面、環境面、安全面、コスト面等の視点を踏まえ、公共交通を「地域で守り、支える」モビリティマネジメントの充実・強化を図ります。
3	福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の交通や移動制約者の輸送サービスが十分に確保されていない地域において、NPO法人等が主体で取り組む福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送（以下「有償運送」という。）の導入を支援するため、新規に有償運送の取組みを希望する団体に対して必要な情報を提供するとともに、相談に応じます。 ●地域の関係者で組織された「福祉有償運送運営協議会」等を運営し、有償運送事業者に必要な指導・助言を行います。
4	障害者移動支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業により、地域の状況に応じたサービス提供を行い、障害者、障害児の生活を支援するため、公共交通機関を利用できない重度の障害者を対象に外出支援を行います。 ●運転手の高齢化に対して、人材の確保に努めます。